

東京ウィメンズプラザ 令和3年度コーディネート研修（基礎編）

「ケースに応じた連携方法と各部署の役割」

【講義1】
庁内連携を進めるためにできること

荒川区配偶者暴力相談支援センター 羽田絵美

＜研修の流れ＞

- ▶ **1. なぜ、庁内連携が必要なのか？**
- ▶ **2. 被害者支援のための連携事例**
- ▶ **3. 関係部署とスムーズに連携するために**

■ DV被害者を支援する上で関わる主な部署

行政窓口	主な手続き
戸籍住民課	世帯分離・支援措置申出・離婚届（不受理申出）
国民健康保険課	特例国保加入・医療費通知の非送付・保険料の減免申請
配偶者暴力相談支援センター	証明書発行・支援措置申出支援・カウンセリング
生活福祉課 （福祉事務所）	生活保護申請・緊急一時保護事業・入院助産・母子生活支援施設・母子父子福祉資金
保健所	妊婦支援、母子手帳・健診票発行、乳幼児健診、予防接種
子育て支援課	乳幼児医療証、児童手当の受給者変更、ひとり親手当申請、ひとり親の子育て支援サービス利用申請
子ども家庭支援センター	学校・保育園との連携、家庭訪問、子の心理面接
教育センター	発達相談、カウンセリング
教育委員会（学務課）	DV避難の転校、住登外の登校
保育課	保育園入園申し込み、保育料算定
障害者福祉課	知的障害・身体障害サービス・障害者虐待対応・（精神科通院）自立支援医療証、精神保健福祉手帳
高齢者福祉課	介護認定、介護保険サービス、養護老人ホーム、高齢者虐待対応
税務課	税申告、課税・非課税証明書

1. なぜ、庁内連携が必要なのか？

(1) 被害者の安全安心な生活を守るため

自治体によるDV被害者等の住所漏洩件数

(読売新聞調べ 住民票等支援措置ケースに限定)

2011年～2020年10月末時点 63件

転居先住所の漏洩によって、被害者とその家族は再び転居や転校、転職を余儀なくされ、恐怖感にさらされる。

→ 場合によっては命の危険も伴う。

自治体への損害賠償請求に発展するケースも・・・

【自治体による情報漏洩事例】

・ 税務課が元夫に、元妻のマイナンバーを確認するための書類を送付した際に、元妻の新しい住所が記載されていた。

・ 妻がDV被害者であることを把握しながら、国民健康保険課が、転居先で受診した医療機関の通知を夫に送付した。

・ DVによる避難のため、妻が戸籍住民課と転居の準備を進めていたところ、児童手当の部署が、妻だけが転居することを疑問に思い、夫に問い合わせ、妻の転居先を教えてしまった。

・ 加害者から戸籍の付票の交付申請を受けた職員が、端末画面の警告表示を無視して送付してしまった。

【情報漏洩が発生する原因と対策】

職員のDVに対する理解不足



ケアレスミス



システム化されていない



部署間の連携不足



職員の業務知識不足



1. なぜ、庁内連携が必要なのか？

(2) 二次被害の防止

戸籍住民課に支援措置の手続きに行ったところ、他の住民がいる前で「DVの支援措置の方、こちらにどうぞ！」と大きな声で呼ばれた。

夫からDVを受けていたが、子どものことや経済的な不安から、なかなか決断できず、やっとの思いで家を出た。避難後に就労の相談に行ったところ、相談員から「早く離婚すれば良かったのに」と言われて、理解されていないと感じた。

生活保護や児童手当など様々な申請をする時に、毎回DV被害のことを詳細に聞かれ、思い出してしまい、苦痛である。

2. 被害者支援のための連携事例①

夫からDVがあり、A市からB区の知人の家に避難して来た。
知人宅には長く居られないので、今後の生活について相談したい。

- 母 35歳（パート勤務していたが退職・預金50万円）
- 長男 小学校3年生（面前DVの影響・発達の課題あり）
- 長女 3歳（面前DVの影響）

【庁内での連携ポイント】

①

②

③

④

⑤

⑥

⑦

2. 被害者支援のための連携事例②

以前からDVの相談をしていたが、夫からの暴力がひどくなり、避難を決心したので、女性相談センターに避難することとした。

母 42歳（専業主婦・貯金なし）

長男 小学校6年生

長女 4歳（保育園年中）

【庁内での連携ポイント】

①

②

③

④

3. 関係部署とスムーズに連携するために

- ・ 関係部署を説得するための業務知識や根拠法の理解を深める
- ・ 会議等で、DV被害者支援について繰り返し周知する
- ・ 組織的な対応をする
（例）上司に動いてもらう

DV支援に関する国の通知一覧 内閣府HP「内閣府 DV 関連通知」で検索



検索

検索の使い方

内閣府ホーム > 内閣府男女共同参画局ホーム > 主な政策 > 女性に対する暴力の根絶 > 配偶者からの暴力被害者支援情報 > 関連通知一覧

配偶者からの暴力被害者支援情報

ホームへ戻る



関連通知一覧

配偶者からの暴力に関して関係省庁が発出している通知等

内閣府 警察庁 厚生労働省 法務省 総務省 文部科学省 国土交通省

内閣府

通知名	発出日	発出者
児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の施行について [PDF形式: 245KB]	令和2年 3月31日	内閣府男女共同参画局長・ 厚生労働省子ども家庭局長
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく「基本方針」について [PDF形式: 321KB]	令和2年 3月23日	内閣府男女共同参画局長 警察庁生活安全局長 法務省大臣官房長 厚生労働省子ども家庭局長

ドメスティック・バイオレンス (DV) とは

- ▶ 暴力の形態
- ▶ 暴力の特徴

支援の関係機関

被害者の要望別支援方法

- ▶ 夫(妻)から逃げたい
- ▶ 夫(妻)が近寄ってこないようにしたい
- ▶ 夫(妻)を罰してほしい
- ▶ 夫(妻)と別れたい
- ▶ 新しい生活を始めたい
- ▶ 被害者が外国人の場合

相談機関一覧

- ▶ 配偶者暴力相談支援センター

【関係部署と連携する上で根拠となる主な通知】

目的・内容	通知名	発出日・発出者
医療保険に係る配偶者の扶養からの除外・医療費通知の送付先変更	配偶者からの暴力を受けた者の取り扱い等について	平成20年2月5日保保発第0205001号厚生労働省保険局保険課長
児童手当の受給者変更	児童虐待・DV事例における児童手当関係事務処理について	平成24年3月31日雇児発0331第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
住民基本台帳の閲覧制限	ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等の被害者の保護のための措置に係る支援措置申出書の様式の変更と児童虐待等の被害者の支援措置に関する留意点について	平成24年9月26日総行住第89号
小・中学校の転校	配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学について	平成21年7月13日 21生参学第7号

3. 関係部署とスムーズに連携するために

- ・配偶者暴力相談支援地域協議会（年2回開催）

- ▶ ①DV被害者支援に関する制度・通達の周知
- ▶ ②警察や関係機関からの報告
- ▶ ③事例検討
- ▶ ④加害者対応についての注意喚起
- ▶ ⑤外部講師（NPO法人等）による研修

- ・関係部署の会議に参加

要保護児童対策地域協議会

保健師連絡会、保育園園長会、学校校長会等への参加

一時保護し、自立を支援したDV被害者からの手紙

Aさん、お元気ですか？

私は、まあまあ元気に過ごしています。子どもはコロナの中でも楽しそうに学校に行っています。私は、幸いなことに衣食住に困らず暮らせています。

私は、Aさん（相談員）と会う前後の記憶がありません。でも、よく覚えているのは、おそろおそろ電話すると「今日来られますか？」と言われた事です。今日相談できるんだと安心した記憶があります。記憶が曖昧過ぎて何があったのか、私が何を話したのか、全く覚えていません。

（略）

今も、DVを受けて困っている方が多いと思うので、私が助けてもらったように、その方たちにも「何とかなる、大丈夫！」と伝えてあげてください。私は、Aさんに感謝の気持ちでいっぱいです。ありがとうございます。

相談者の安全安心な暮らしを守るためには、
関係者全員のチームプレーが大切です

ご清聴ありがとうございました